

(参考) 特許料等の減免措置一覧表(2019年4月1日現在)

減免対象者	措置内容
中小企業(会社、個人事業主、組合、NPO法人)	<特許> ・審査請求料: 1/2に軽減 ・特許料(第1年分から第10年分): 1/2に軽減
中小ベンチャー企業(法人・個人事業主)	<特許> ・審査請求料: 1/3に軽減 ・特許料(第1年分から第10年分): 1/3に軽減
小規模企業(法人・個人事業主)	
研究開発型中小企業(会社、個人事業主、組合、NPO法人)	<特許> ・審査請求料: 1/2に軽減 ・特許料(第1年分から第10年分): 1/2に軽減
法人税非課税中小企業(法人)	
個人(市町村民税非課税者等)	<特許> ・審査請求料: 免除又は1/2に軽減 ・特許料(第1年分から第3年分): 免除又は1/2に軽減 ・特許料(第4年分から第10年分): 1/2に軽減 <実用新案> ・実用新案技術評価請求料: 免除又は1/2に軽減 ・登録料(第1年分から第3年分): 免除又は3年間猶予
アカデミック・ディスカウント (大学等*2、大学等の研究者)	<特許> ・審査請求料: 1/2に軽減 ・特許料(第1年分から第10年分): 1/2に軽減
独立行政法人*2	
公設試験研究機関	
地方独立行政法人	
承認TLO*2	
試験独法関連TLO	
福島復興再生特別措置法の認定重点推進計画に基づいて事業を行う中小企業(会社、個人事業主、組合、NPO法人)	

*1 2019年4月1日以降に審査請求を行った案件が対象となります。2019年3月31日以前に審査請求を行った案件については、特許庁ホームページを参照ください。

URL: <https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>

*2 料金が免除となる場合があります。詳細は下記の表を御覧ください。

※料金の免除対象一覧

対 象	出 願 日	出 願 日		
		~H16.3.31	H16.4.1~H19.3.31	H19.4.1~
国		免除(特許・実用新案・意匠・商標)		
国の試験研究機関から権利を譲り受けた認定TLO		免除(特許・実用新案)<TLO法第11条>		
国立大学法人 大学共同利用機関法人 (独)国立高等専門学校機構		免除(特許) <産業技術強化法附則第3条>	※上記「アカデミック・ディスカウント」による減免措置の対象	
国立大学法人、大学共同利用機関法人、(独)国立高等専門学校機構から権利を譲り受けた承認TLO		免除(特許) <TLO法附則第3条>	※上記「承認TLO」を対象とした減免措置の対象	
H16.3.31時点で特許法施行令に指定されていた独立行政法人		免除(特許・実用新案・意匠・商標) <改正法*3附則第2~5条>	※上記「独立行政法人」を対象とした減免措置の対象	
国立大学、独立行政法人から権利を譲り受けた認定TLO		免除(特許・実用新案) <改正法附則第8条>	※上記「承認TLO」又は「認定TLO」を対象とした減免措置の対象	

*3 特許法等の一部を改正する法律(平成15年法律第47号)

問合せ先: 総務課